

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 天草市長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>天草市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p> <p>被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、納付状況等から資格を審査し、資格確認書・資格情報のお知らせを交付する。</p> <p>賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得状況から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。</p> <p>給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動</li> <li>②資格異動に伴う資格確認書・資格情報のお知らせの交付</li> <li>③被保険者の資格審査</li> <li>④賦課に向けて、所得照会・確認</li> <li>⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知</li> <li>⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの納付方法変更申出の受付・審査</li> <li>⑦申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給</li> <li>⑧高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給</li> <li>⑨資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務</li> <li>⑩オンライン資格確認に関する業務</li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Acrocity国民健康保険(資格)</li> <li>2. Acrocity国民健康保険税</li> <li>3. Acrocity国民健康保険(給付)</li> <li>4. MICJET番号連携サーバー</li> <li>5. 中間サーバー</li> <li>6. 国保総合システム及び国保情報集約システム</li> <li>7. 医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ol>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)国民健康保険情報ファイル
- (2)資格情報(個人)ファイル
- (3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル
- (4)市町村被保険者ID連携ファイル
- (5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表24、44 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[      実施する      ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(特定個人情報の提供の制限)            (情報提供の根拠)            1、2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、70、83、87、131の項            (情報照会の根拠)            48、69、70、71、160の項</p> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>＜オンライン資格確認に関する業務＞</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

**5. 評価実施機関における担当部署**

①部署	市民生活部国保年金課
②所属長の役職名	課長

**6. 他の評価実施機関**

--

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務部総務課 〒863-8631熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	市民生活部国保年金課 〒863-8631熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-24-8802 mail:hokennenkin@city.amakusa.lg.jp
-----	---

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		天草市特定個人情報等取扱規程に基づき作成している「特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル」により、特定個人情報の取得やデータ入力、保管方法等に関する主な留意点を明確化している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 9. 監査

実施の有無 [ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [ ] 十分に行っている [ ]

＜選択肢＞  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ ] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である [ ]  ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	天草市特定個人情報等取扱規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員への周知徹底を行っている。 ・入力作業を行う場合には、のぞき見や書類の紛失等の情報漏えい等、申請書等に記載された情報の誤入力等に十分注意する。 ・個人番号が記載された書類及び電磁的記録媒体は、取扱区域内の施錠可能なキャビネットに保管する。 ・書類及び電磁的記録媒体については、保存期間の経過等により、保存の必要がなくなったときに、個人番号をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除又は廃棄する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	I 1 ②事務の概要	<p>天草市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p> <p>被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、納付状況等から資格を審査し、被保険者証を交付する。</p> <p>賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得状況から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。</p> <p>給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動</li> <li>②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)</li> <li>③被保険者の資格審査 ④賦課に向けて、所得照会・確認</li> <li>⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知</li> <li>⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの納付方法変更申出の受付・審査</li> <li>⑦申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給</li> <li>⑧高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給</li> </ul>	<p>天草市では、国民健康保険法に基づき、市内に居住し、健康保険や共済組合など、どの医療保険にも加入していない方、すべてを被保険者として管理し、国民健康保険に係る事務を行う。</p> <p>被保険者の資格に係る事務としては、主に住民票の異動や、被用者保険への加入・脱退に伴う資格取得・喪失の異動、世帯主変更など増減のない資格異動を行う。また、納付状況等から資格を審査し、被保険者証を交付する。</p> <p>賦課に係る事務としては、主に、世帯の所得状況から国民健康保険税を算定し納税通知を行う。</p> <p>給付に係る事務としては、主に、申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給する。また、医療費が自己負担限度額を超えた場合は、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の資格取得や喪失、その他世帯主変更など増減のない異動</li> <li>②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)</li> <li>③被保険者の資格審査 ④賦課に向けて、所得照会・確認</li> <li>⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知</li> <li>⑥口座振替やコンビニ納付、年金特別徴収(年金からの天引)などの納付方法変更申出の受付・審査</li> <li>⑦申請に基づき、出産育児一時金や葬祭費などを支給</li> <li>⑧高額療養費を算定し、申請に基づき自己負担限度額を超えた分を支給</li> <li>⑨資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務</li> </ul>	事後	国保都道府県化に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	I 1 ③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険(資格) 2. Acrocity国民健康保険税 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバー	1. Acrocity国民健康保険(資格) 2. Acrocity国民健康保険税 3. Acrocity国民健康保険(給付) 4. MICJET番号連携サーバー 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	国保都道府県化に伴うもの
平成29年5月23日	I 2 特定個人情報ファイル名	(1)国民健康保険情報ファイル	(1)国民健康保険情報ファイル (2)資格情報(個人)ファイル (3)国保資格取得喪失年月日連携ファイル (4)市町村被保険者ID連携ファイル (5)転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事後	国保都道府県化に伴うもの
平成29年5月23日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第一16、30	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)別表第一16、30 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	事後	法令上の根拠の表現整理
平成29年5月23日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二42、43、44、45、46	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、119 (情報照会の根拠) 別表第二27、42、43、44、45、46  2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二省令) (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (情報照会の根拠) 第20、25、26条	事後	法令上の根拠の追加及び表現整理
平成29年5月23日	I 5 ②所属長	国保年金課長 井上 茂博	国保年金課長 永田 秀延	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	II 1 対象人数	2015/1/31	2017/4/1	事後	時点修正
平成29年5月23日	II 1 取扱者数	2015/1/31	2017/4/1	事後	時点修正
平成30年8月31日	I 5 ②所属長	国保年金課長 永田 秀延	課長	事後	時点修正
平成30年8月31日	II 1 対象人数	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
平成30年8月31日	II 1 取扱者数	2017/4/1	2018/4/1	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 1 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 1 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	時点修正
令和1年6月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年3月6日	I 1 ②事務の概要		「⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のため
令和2年3月6日	I 1 ③システムの名称		「7. 医療保険者等向け中間サーバー等」を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のため
令和2年3月6日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠		・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のため
令和2年3月6日	I 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 を追加	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のため
令和2年7月7日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	TEL 0969-23-1111	TEL 0969-24-8802	事後	
令和2年7月7日	II 1 対象人数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和2年7月7日	II 1 取扱者数	2019/4/1	2020/4/1	事後	時点修正
令和3年7月20日	I 1 ②事務の概要	⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	⑩オンライン資格確認に関する業務	事後	オンライン資格確認等システム稼働のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	II 1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和3年7月20日	II 1 取扱者数	2020/4/1	2021/4/1	事後	時点修正
令和3年7月20日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<オンライン資格確認に関する業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システム稼働のため
令和3年11月5日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	II 1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和4年11月9日	II 1 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	時点修正
令和4年11月9日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 を追加	事前	公金受取口座登録制度の開始に伴う公金受取口座の情報照会のため
令和6年3月21日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) 別表第二1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、119	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報提供の根拠) 別表第二1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、120	事後	
令和6年3月21日	II 1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和6年3月21日	II 1 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事後	時点修正
令和6年11月20日	II 1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正
令和6年11月20日	II 1 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)別表第一16、30</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項(利用範囲)別表24、44</li> <li>・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事後	
令和6年11月20日	I 4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報提供の根拠) 別表第二1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、120 (情報照会の根拠) 別表第二27、42、43、44、45、46</p> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 (情報照会の根拠) 第20、25、26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(特定個人情報の提供の制限) (情報提供の根拠) 1、2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、70、83、87、131の項 (情報照会の根拠) 48、69、70、71、160の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認に関する業務&gt; ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のために機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事後	
令和6年11月20日	IVリスク対策 8 人手を介させる作業		追加項目	事後	様式改正による変更
令和6年11月20日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	様式改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、納付状況等から資格を審査し、被保険者証を交付する。	また、納付状況等から資格を審査し、資格確認書・資格情報のお知らせを交付する。	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②資格異動に伴う被保険者証の交付(有効期限は1年間で、年1回切替)	②資格異動に伴う資格確認書・資格情報のお知らせの交付	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		追加項目	事後	様式改正による変更
令和7年8月19日	II 1 対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事後	時点修正
令和7年8月19日	II 1 取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事後	時点修正